

# 「劳保連労働災害保険」のご案内

## 「下請事業担保特約」を ご存知ですか？



### 建設業（一括有期事業）の下請特約について

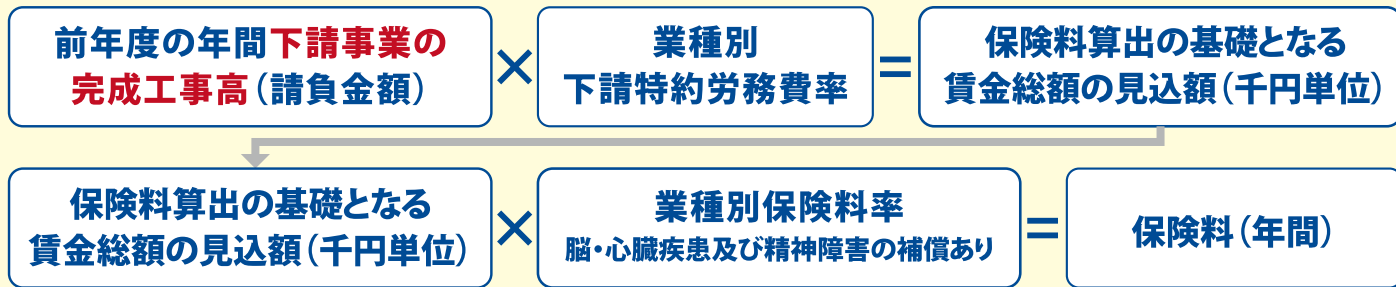
建設事業の元請会社が契約している法定外労災保険では、下請会社労働者は補償の対象となっていないことが多く、元請会社から下請会社に対して、法定外労災保険を契約するように求められるケースがあります。

劳保連労働災害保険では、基本契約と合わせて元請会社から請負った下請工事に係る労災事故についても補償対象となる、下請特約があります。

※下請特約のみの契約はできません

### 保険料は？

前年度の年間下請事業の完成工事高（請負金額）で計算します。（労務費率方式で契約する場合）



業種別下請特約労務費率

| 事業の種類分類 | 事業の種類番号 | 事業の種類               | 下請事業（工事）の請負金額に乗じる率 |
|---------|---------|---------------------|--------------------|
| 建設事業    | 31      | 水力発電施設・ずい道等新設事業     | 23%                |
|         | 32      | 道路新設事業              | 24%                |
|         | 33      | 舗装工事業               | 24%                |
|         | 34      | 鉄道又は軌道新設事業          | 44%                |
|         | 35      | 建設事業（既設建築物設備工事を除く。） | 23%                |
|         | 36      | 機械装置の組立て又はすえ付けの事業   | 47%                |
|         | 37      | その他の建設事業            | 36%                |
|         | 38      | 既設建築物設備工事業          | 23%                |

業種別年間基本保険料率表 脳・心臓疾患及び精神障害の補償ありの場合

| コード | 事業の種類            | I型A    | II型A   | III型A  | I型B    | II型B   | III型B  |
|-----|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 31  | 水力発電施設・ずい道等新設事業  | 18.302 | 22.374 | 26.447 | 12.217 | 16.289 | 20.362 |
| 32  | 道路新設事業           | 6.788  | 8.189  | 9.589  | 4.199  | 5.599  | 6.999  |
| 33  | 舗装工事業            | 4.090  | 4.891  | 5.693  | 2.406  | 3.208  | 4.009  |
| 34  | 鉄道又は軌道新設事業       | 8.024  | 9.984  | 11.945 | 5.881  | 7.841  | 9.802  |
| 35  | 建築事業（コード38を除く。）  | 6.181  | 7.291  | 8.400  | 3.328  | 4.437  | 5.547  |
| 36  | 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 7.728  | 9.474  | 11.219 | 5.236  | 6.981  | 8.726  |
| 37  | その他の建設事業         | 6.481  | 7.778  | 9.075  | 3.892  | 5.189  | 6.486  |
| 38  | 既設建築物設備工事業       | 6.571  | 7.751  | 8.930  | 3.538  | 4.717  | 5.897  |

例えば、35 建設事業（既設建築物設備工事を除く。）で下請事業の完成工事高（請負金額）が1,000万円、III型A:1口に契約の場合、上記計算式に当てはめると、10,000,000円×23%=2,300（千円） 2,300（千円）×8.400=19,320円 となります。

### 補償内容

（例）III型A:1口で契約し、給付基礎日額10,000円の方が被災した場合

#### 休業保険金

休業最長3カ年間まで全期間にわたって、給付基礎日額の20%が上乗せ補償として支給されます。  
（例）待期間の3日間を除き30日休業した場合 10,000円×2/10×30日=60,000円

#### 障害保険金

労災保険で定める障害等級に応じ、契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額が支給されます。  
（例）11級と労災認定された場合 10,000円×100日=1,000,000円

#### 死亡保険金

契約した保険の型別に定めた日数分（600～3,000日）に給付基礎日額を乗じた金額が支給されます。  
（例）10,000円×1,000日=10,000,000円

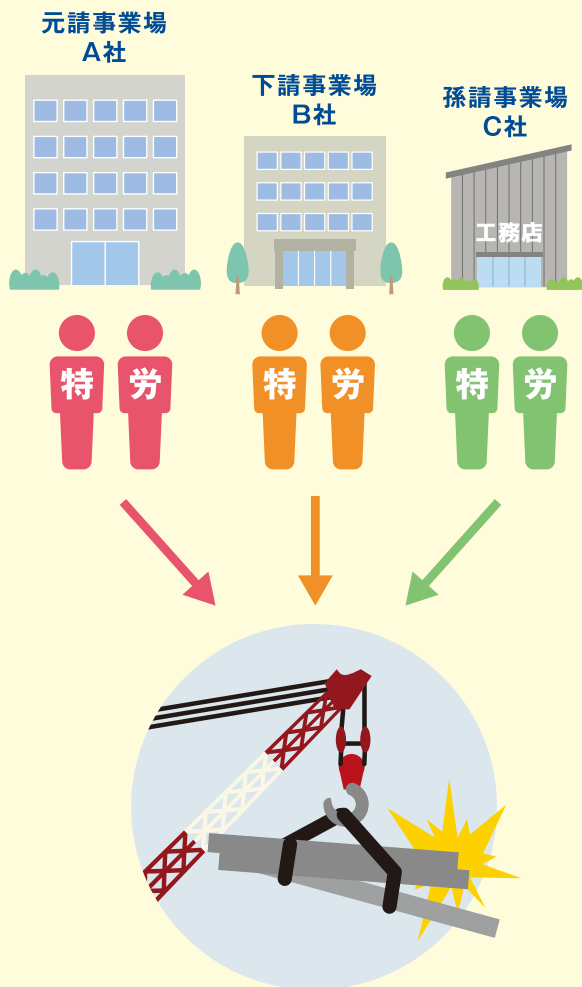
#### 死亡弔慰金

死亡保険金が支払われた場合、死亡保険とは別に一律30万円が支給されます。  
（※2口3口契約の場合も30万円）

※下請事業担保特約には、上記の「労務費率方式」で契約する場合の他に、補償対象者を自社の従業員のみとする「従業員特定方式」で契約することもできます。

## 労保連労働災害保険の契約と補償の対象者

A社は元請、B社が下請、C社が孫請けとして同一の工事現場で作業をしたときに発生した労災について



**基本契約と合わせて、  
ぜひ下請事業担保特約を  
ご契約ください。**



### ● 国の労災の適用

| A社の労災   | B社の労災 | C社の労災 |
|---------|-------|-------|
| 特 労 労 労 | 特     | 特     |

### ● A社が労保連労働災害保険を契約している場合

|      | 補償の対象となる者      |
|------|----------------|
| 基本契約 | 特 労 労 労        |
| 下請特約 | 元請現場の災害のため関係なし |

### ● B社が労保連労働災害保険を契約している場合

|      | 補償の対象となる者           |
|------|---------------------|
| 基本契約 | 特                   |
| 下請特約 | 労 労 ※労務費率方式による契約の場合 |

### ● C社が労保連労働災害保険を契約している場合

|      | 補償の対象となる者         |
|------|-------------------|
| 基本契約 | 特                 |
| 下請特約 | 労 ※労務費率方式による契約の場合 |

※「従業員特定方式」による契約の場合は、登録した労働者のみ補償となります。

【お問い合わせ先】

一般社団法人

全国労働保険事務組合連合会  
愛知支部

TEL:052-203-0075

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄1-13-2 愛織第2ビル3階302号

お見積りのご希望・契約お申し込み先:  
労働災害保険取扱事務組合

登録(承認)番号LC24-7号 2024年11月作成